

## 衛 生

近年、医薬業の急速な研究発達と共に、県民の衛生思想も高まり、戦前に較べて、極めて高度の衛生的環境が県民の間に行き渡ってきた。

本県の医療機関数は病院172、診療所2 009で、他に保健所17ヶ所が日夜活動している。これら機関に関係する人々は約12 000名、1人当たり180人の県民を診療することになる。

法定伝染病では、昭和23年に予防接種法が施行されて以来、腸チフス、パラチフス、ジフテリア等は定期的強制接種を行うため、患者発生件数を減ずることができたが、予防接種の行えない「赤痢」は相変わらず多くの患者を発生し、昭和30年も法定伝染病患者の80%を占め、この予防には衛生施設の完備や、患者発生の多い夏期における食品衛生の指導監視等、県民の総てが協力して当らなければならない。しかし、幸いにも抗生物質薬品の登場により、恐れられていた「赤痢」の死亡率も、年々低下してきた。

次に届出伝染病をみると、最も患者の多いのは「結核性疾患」である。しかし、日本の亡国病とまでいわれたこの病気も、患者数は年々減少する方向を辿っていることは喜ばしいことで、これは患者の早期発見と発病予防のため、健康診断を受けなければならない者を規定した、「結核予防法」の賜である。死亡者についても他の病気と同様、医薬業の充実によつて死亡率は低下している。昭和20年の人口1万人に対し22.0が、昭和30年には4.7にまで減じた。とは云へ、患者数に対する死亡率は約11%であるから、何よりも罹病しない措置に力を入れなければならない。

このように、結核による死亡者は年々減少していくが、逆に死亡者の増加する傾向の死因がある。それは悪性新生物（がんの類）と中枢神経系血管損傷（脳卒中の類）である。また病気ではないが、自動車事故と自殺及び自傷による死亡者が増えていることは、世相の反映といえようか。